

鞍手町立小学校統合整備事業設計・施工一括発注プロポーザル 参加表明書等に関する質問についての回答

番号	該当箇所 ページ番号	質問内容	回答
1	実施要項 6ページ	<p>現場代理人及び監理技術者に関して下記の実績を有する技術者の配置を求められております。</p> <p>過去 10 年以内（平成 26 年 4 月 1 日以降）に、完成及び引き渡しを完了した延べ床面 積 5,000 m²以上の国若しくは地方公共団体の学校又は平成 31 年国土交通省告示第 98 号 別添 2 による類型 7（教育施設）の第 1 類（幼稚園、小学校、中学校、高等学校）、類型 3（運動施設）の第 1 類（体育館、武道館、スポーツジム）の建築物の元請としての施工実績を有すること。なお、類型 8（専門的教育・研究施設）の第 1 類（大学、専門学校）又は第 2 類（大学（実験施設を有するもの）、専門学校（実験施設を有するもの）、研究所）の建築物の元請としての施工実績は類似施設として扱う。とございます。</p> <p>近年の本社ビル、庁舎等は BCP 対応や環境配慮されており高度な技術が必要とされるため、本件の施設整備においても有効な実績になると考えます。よって類型 4（業務施設）の第 II 類（銀行、本社ビル、庁舎等）も類似施設としてお認めいただけますでしょうか。</p>	<p>4. 参加資格要件(5)施工業務を担当する参加者の資格④A 現場代理人、B 監理技術者の施工実績に限り、類型 4（業務施設）の第 II 類（銀行、本社ビル、庁舎等）を類似施設として認めるものとする。</p>
2	実施要項 7ページ	<p>C：施工担当者について</p> <p>施工担当者として、建築・電気設備・機械設備・土木の担当者を求めております。本事業は DB 方式となっており、施工着手まで期間を要します。</p> <p>各担当者に求めている資格を有する施工担当者が施工業務を担当する企業に在籍していることを確認するためであり、各施工担当者が常駐する必要はないとの認識で問題ありませんでしょうか。</p>	<p>設計期間中は、各施工担当者の常駐は必要ない。</p> <p>施工担当者ごとに該当する施工期間中は、常駐、非常駐を問わず、本事業が滞りなく推進されるように適切に配置を行うこと。</p>

3	実施要項 1ページ	2. 事業概要(6)提案上限価格の施工業務に係る提案額の上限について 6,753,257 千円（消費税等を含む）とありますが、放課後児童クラブ建設費、その他の事前調査後の対応費用は含んでいないと考えて宜しいでしょうか。	2. 事業概要(6)提案上限価格の施工業務に係る提案額の上限について 6,753,257 千円（消費税等を含む。）は、放課後児童クラブ建設費、電波障害対策工事費用、アスベスト撤去処分費用は含んでいない（電波障害対策調査業務費用、アスベスト含有事前調査及び設計業務費用は含む）。
4	実施要項 2ページ	4. 参加資格要件(1)参加者の構成 ④F 『統括管理技術者』の配置時期、及び従事期間をご教示ください。また、当該従事期間において、非常駐と考えて宜しいでしょうか。	統括管理技術者の配置時期は契約締結から開始とし、従事期間は契約締結から本町に引渡し（令和 9 年 12 月 31 日まで）を行うまでとする。常駐、非常駐を問わず、本事業が滞りなく推進されるよう適切に統括管理を行うこと。
5	実施要項 6ページ	4. 参加資格要件(5)施工業務を担当する参加者の資格④ A 現場代理人 B 監理技術者の施工配置について、③過去 10 年以内（平成 26 年 4 月 1 日以降）に、完成及び引き渡しを完了した延べ床面積 5,000 m ² 以上の国若しくは地方公共団体の 学校 又は平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添 2 による類型 7（教育施設）の第 1 類（幼稚園、小学校、中学校、高等学校）、類型 3（運動施設）の第 1 類（体育館、武道館、スポーツジム）の建築物の元請としての施工実績を有することとありますが、平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添 2 による類型 4（事務所等）の第 2 類（銀行、本社ビル、庁舎等）の方がより複雑な設計が必要となります。こちらの建築物用途も同様の実績として考えても宜しいでしょうか。	回答 1 のとおり。
6		本工事における『契約書（案）』を頂けないでしょうか。 また、貴町と事業者のリスク分担表のご提示をお願いします。	契約書（案）は現在作成中であるため、準備ができ次第、町ホームページの本件募集ページに掲載する。リスク分担表については、本事業の契約協議段階で提示予定。
7	実施要項 6ページ	監理技術者の配置について、仮設校舎の建設及び現校舎の解体工事時は、本体（校舎棟）工事時に配置予定の監理技術者とは別の者を配置して宜しいでしょうか。	配置してよい。 その場合、4. 参加資格要件(5)施工業務を担当する参加者の資格④施工業務に関して配置する技術者は、各工事段階（仮設校舎の建設及び現校舎の解体工事段階と、本体（校舎棟）工事段階）に分けて記載して提出すること。

8	実施要項 7ページ	施工担当者の電気設備、機械設備、土木においては、担当工事の期間のみの配置として宜しいでしょうか。	回答2のとおり。
9	要求水準書 3ページ	放課後児童クラブの施工業務は、交付金事務の関係上、交付金の内示後に別途契約する。となつてますが、放課後児童クラブの工事費については提案上限額には含まれないと考えてよろしいでしょうか。	回答3のとおり。
10	1次審査評価要領 1ページ	評価項目ごとの評価採点基準における参加者の財務状況ですが、共同企業体で参加する場合、代表企業の財務状況での評価と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
11	要求水準書 12ページ	『ZEB Ready 以上の性能を有すること』とありますが、校舎のみ満足すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。 ただし校舎と校舎以外の用途とを一体の建屋で計画する場合、建屋一体として ZEB Ready (BELS の認証取得) 以上の性能を満足すること。
12	実施要項 4ページ	設計業務を担当する参加者の資格の③で建築設計主任技術者及びコスト管理主任技術者については、協力会社を加えることができない。という記載がありますが、その内、コスト管理主任技術者は、共同企業体内（施工会社側）での配置も可と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
13	1次審査評価要領 3ページ 実施要項 13ページ	利益剰余金について 1次審査評価要領 3P では配点（評価点）が「5点」と記載されていますが、実施要項 13P では「10点」と記載されています。どちらが正でしょうか。	利益剰余金の配点（評価点）は「10点」が正しい。
14	様式 2－1	参加資格登録番号とは指名願の受付番号でしょうか。	競争入札参加資格審査申請書を提出している場合は、その受付番号を記載すること。

15	実施要項 6 ページ	<p>現場代理人・監理技術者の配置</p> <p>事業工程によれば工事着工時期令和7年度第4四半期からとなっています。約2年後であるため諸事情(人事異動)により配置困難となり技術者変更が必要になった場合、変更は可能でしょうか?もし、変更不可である場合、配置予定技術者選定が困難となります。その点はいかがお考えでしょうか?</p>	<p>原則、様式3-3に記載の技術者の変更は認めないが、やむを得ない事情により施工技術者の変更が必要になった場合は、変更前の技術者と同程度の資格、実績を有する者であって、発注者がこれを承認した場合に限り変更を認める。</p> <p>なお、受注者は、技術者変更の必要性を把握した段階で、速やかに発注者にその旨を報告すること。</p>
16	実施要項 6 ページ	<p>現場代理人・監理技術者実績期間</p> <p>『施工に携わった実績』と記載がございますが、携わったとは、どの程度の期間を想定されて記載されているのでしょうか?</p> <p>(例)工事期間中6ヶ月以上・着工から竣工まで等</p>	工事期間中3ヶ月以上とする。
17	1次審査評価要領 5 ページ	<p>現場代理人・監理技術者の実績</p> <p>同種施設業務実績・類似施設業務実績について、どちらも該当しない場合、評価点が0点となる、もしくは資格無しで失格となるのでしょうか?</p>	現場代理人及び監理技術者に限らず、実施要項「4(5)④」に定める技術者を配置できない場合は、参加資格要件を満たさないものとして失格とする。
18	実施要項 15 ページ	<p>「契約に係る費用の支払い条件は、発注者と受注候補者とで受注候補者から提出された業務工程計画をもとに確認・協議のうえで決定する。」となっておりますが、基本的に各業務における各年度の出来高予定額を算出の上、各年度の支払限度額を決定し(概ね出来高予定額の90%)、各年度の支払限度額に基づいて前払金及び部分払いを請求できるものと考えてよろしいでしょうか?</p> <p>また、支払い上限額はございますでしょうか?</p>	<p>お見込みのとおり。</p> <p>各年度における支払限度額が支払い上限額となる。</p>
19	別紙資料集	仮設校舎建設予定地の地質調査資料(ボーリングデータ)がございましたらご提供願います。	町民体育館建設時の地質調査資料を、「別紙資料23 町民体育館(仮設校舎設置予定箇所付近)地質調査結果報告書」として、町ホームページの本件募集ページに掲載する。

20	実施要項 4（3）② 4（3）③A	<p>基本設計を完了し竣工した又は実施設計を完了し竣工した…とあり、③Aには、基本設計又は実施設計業務が完了した…と表現が異なっております。設計の場合は後者の表現が通常用いられると考えますが、その理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>実施要項「4（3）②」では、参加者（設計事務所等）の実績を求めており、過去10年以内に参加者が元請けとして設計業務を完了し、かつ、建物が竣工した実績を有することとしている。</p> <p>一方で、実施要項「4（3）②A」では、参加者（設計事務所等）に所属する技術者の実績を求めており、過去10年以内に技術者が携わり完了した設計業務の実績を有することとしている。</p>
21	公告 6（4）5 提出書類	<p>「令和5年度競争入札参加資格審査申請」手続きは完了しており受付番号はわかつております。しかし番号通知や、それを証明する資料はありません。</p> <p>受付番号の記入のみで宜しいでしょうか。質問 番号14では番号記入で宜しいと受け取れますか。</p>	<p>「令和5年度 競争入札参加資格審査申請」の書類提出手続きが完了している場合で、鞍手町管財課が受付印を付した受付確認書類を有している場合のみその写しを提出すること。</p> <p>なお、実施要項「7（1）①E」に記載のとおり、電子申請（競争入札参加登録）のみでは「令和5年度 競争入札参加資格審査申請」手続きが完了とはならないことに留意すること。</p>
22	一般実績	<p>実績で同じ学校の基本設計（全体計画）と実施設計（部分設計）があり、いずれも5,000m²以上（設計期間は重なっていない）の場合、2件の実績として扱えるものでしょうか。</p>	<p>左記の場合、1件の実績とする。</p>